

第4回経営形態検討委員会意見概要

1 開催日時等

平成21年12月21日（月）午後7時から

2 場所

県庁講堂

3 内容

前回の検討委員会において、各分科会座長から分科会最終報告書を受けたことを踏まえ、県立病院の相応しい経営形態について、議論を行い、現行の地方公営企業法の規定の全部適用の継続が望ましいということで一致した。

4 概要

- 医療環境が目まぐるしく変化する中で、緊張感を持った病院運営に努めるため、年限を明確に区切って、定期的な抜本検討を行うべきである。
- 民間では不採算部門の維持が難しい。中核病院としての県立病院の機能を高めるためには、宮崎県の医療体制から考えると現在の形態がベターである。
しかし、現状と同じでよいということではなく、経営理念を明確にし、職員意識を改革するなど、経営改革を行う必要がある。
- 県立病院の果たしている役割の大きさから、分科会の報告が出たものと理解しており、現状維持でよいが、引き続き経営改善すべきである。
- 県民が安心して医療を受けられるためには、公的責任を果たす扱い手である方がよい。
- 現在でも医師が不足している中で、他の経営形態を選択するのは難しい。ただし、将来的に年限を決めて、継続的に経営形態の検討をするべきである。
- 民営化されるとどうしても収入が上がる部分に行きがちになるので、公的機関としての必要性がある。大学と県とがもっと連携すべきである。
- 病院職員の約7割は看護師であり、看護管理者である看護部長をもっと活用してもらいたい。権限を持った管理者であってもらいたいと思う。
- 期限を区切って再考することが非常に重要。今の形態を続けて、県の財政がそれに応えられなくなれば、新たな経営形態を考えるべきである。